

司法支援建築会議運営委員会議事録

(2009 年度第 3 回目)

(記録：事務局)

1. 日 時：2009 年 11 月 20 日（金）14 時～16 時
2. 場 所：日本建築学会会議室
3. 出席者：委員長 小野徹郎
委 員 安達俊夫、池永博威、大森文彦、柿崎正義、神田 孜、鈴木計夫、
鈴木秀三、田中淳夫、松本光平、山本康弘（敬称略）

4. 提出資料

- 資料No.3-1 前回議事録（案）（2009.9.11）
- 資料No.3-2 最高裁判所との懇談会記録
- 資料No.3-3,3-4 民事調停委員候補者の推薦（東京地方裁判所・大阪地方裁判所）
- 資料No.3-5 金額の定めのない設計・工事監理契約における報酬判定方式（試案）
- 資料No.3-6 第10回講演会「建築紛争における受忍限度」開催
- 資料No.3-7 2010年度大会「建築紛争フォーラム」企画
- 資料No.3-8 2009年度建築紛争フォーラムならびに司法支援建築会議の活動に対する意見
（東工大瀬尾和大氏）
- 資料No.3-9 総合論文誌の特集提案
- 資料No.3-10 運営委員会委員、部会委員の任期満了に伴う改選
- 資料No.3-11 欠番
- 資料No.3-12 建築雑誌2009年11月号特集「市民の視点で考える建築裁判」

5. 審議事項

I. 確認事項

1. 前回議事録（案）について
前回議事録案（9月11日）を確認のうえ承認された。

II. 報告事項

1. 最高裁判所との懇談会記録

小野委員長から、9月11日に本会会議室において最高裁民事局朝倉第二課長他3名と小野委員長他4名で、主に品確法や瑕疵担保履行法の制定に伴う建築紛争の動向や当会議会員の活用について懇談したとの報告がなされた。

2. 部会報告

(1) 支援部会

田中部会長から以下の報告がなされた。

1) 民事調停委員候補者の推薦（東京地方裁判所・大阪地方裁判所）

田中部会長から、東京地方裁判所と大阪地方裁判所から依頼のあった調停委員の再任推薦結果について、東京地裁については依頼数が60名のところ49名、大阪地裁は7名のところ7名の推薦をした。東京地裁で依頼数に満たなかったのは司法支援建築会議会員の高齢化により年齢が推薦基準（70歳未満）を超える方が多いためであり、今後常置調査研究委員会等に推薦依頼を行い若手の会員を増やす必要があるとの指摘がなされた。

（関連意見）

- ・東京地裁や大阪地裁からの依頼であっても、必ずしもその地域からでなくとも例えば名古屋等の方を推薦してもよいのではないか。そのほうが地方に在住する会員の活躍の場が広まるのではないか。

→可能かどうか事務局で東京地裁に確認する。

(2) 調査研究部会

- 1) 松本部会長から、「金額の定めのない設計・工事監理契約における報酬算定要領（試案）」について、前回の委員会では設計界が告示方式を採用する方向の中で工事費比例方式と両論併記するの学会として好ましくないとのご意見をいただいたが、判断するのは裁判官であるのでこの報告書としては両論併記したいとの報告がなされた。

(関連意見)

- ・資料No.3-5のp.9の9行目「相関性がないとの批判は、必ずしも当たらない」とP.19の上から3行目「割合を10%～15%とすることが妥当と考える」は誤解を招く表現なので見直してもらいたい。
- ・東京地裁の調停委員や専門委員に対する周知を裁判所に依頼してもらいたい。

検討の結果、試案は上記の点について再度検討いただくこととし裁判所に報告するとともに司法支援建築会議HPに掲載することを承認した。

- 2) 裁判所からの依頼で次のテーマとして「建築設計・監理業務委託契約において報酬額が定められているが、設計・監理者に帰責事由がなく業務が途中で終了した場合の報酬額の算定方法」についてはこれから検討する。

(3) 普及・交流部会

柿崎部会長から、第10回講演会「建築紛争における受忍限度」企画、2010年度の建築紛争フォーラム「戸建住宅を巡る建築紛争」の企画案の説明がなされた。

(関連意見)

- ・9月12日は大会最終日の翌日でありできれば11日（土）にしてもらいたい。また主題解説には建物本体の話がないので「構造」を加えてはどうか。
- 富山支所の意向を確認する。

(4) 修補工事費の見積り方法検討小委員会

池永主査から、修補工事の積算、見積りの考え方とまとめ方を検討中であるとの報告がなされた。

3. 2009年度建築紛争フォーラムならびに司法支援建築会議の活動に対する意見

(東工大瀬尾和大氏)

小野委員長から、会員の瀬尾和大氏から2009年度のフォーラムの内容等や当会議の活動に対するご意見が紹介された。

(関連意見)

- ・フォーラム初回でいろいろ難しかった面があるが、それにしてもこのような指摘が出されたことは真摯受け止めねばならない。
- ・当会議も高齢化が進んでいるので若手に参加してもらい新陳代謝が必要だ。
- ・一度調停委員や専門委員に就任してもらい司法支援を理解してもらうのが手っ取り早い。
- ・司法支援建築会議の活動を誤解しているように思う。特に「司法支援建築会議の活動について」の中段部分は消費者を守ればよいという議論になっている。学会の司法支援会議は中立公平な立場で司法を支援することでありどちらか一方を支援することではない。多くの当会議会員は紛争の実態を知らずにいるので、会員とのコミュニケーションの場の設定が重要である。

III. 審議事項

1. 総合論文誌特集提案

小野委員長から、当支援建築会議の10周年記念として建築雑誌に特集号を組むことについて、タイトルならびに全体構成の提案がなされた。

(関連意見)

- ・司法の場で学会基準・指針類は判断基準として大きな役割を果たしている。特に2章の「建築訴訟建築学会基準・指針」の内容は社会にアピールできるような内容にしたい。特に作成する委員会にもその重要な役割に気付いてもらいたい。
- ・学会基準・仕様書のあり方は過去には検討されたが、裁判との関係で検討されたことはない。
- ・内容がかなりボリュームがありそうだ。一層のこと記念出版にしてはどうか。単行本だと事例を充実する必要がある。
- ・近隣紛争が抜けているので入れるかどうか。損害賠償訴訟が多い。

→行政訴訟まで入れると難しくなる。

検討の結果、次回に目次案を再度審議して会誌編集委員会に特集企画を申し入れることにした。

2. 司法支援建築会議会員の若年層への拡大

小野委員長から、当支援建築会議会員は現在約320名程度であるが、高齢化が進んでおり組織の継続性やバランスのとれた発展を目指すため、裁判所からの鑑定人や調停委員の推薦に的確に対応するためには会員の若年層への拡大が必要になるとの説明がなされた。検討の結果、学会の関係機関（理事・支部長・常置調査研究委員会委員長）ならびに当運営委員会委員に会員の推薦依頼をすることにした。

3. 運営委員会委員、部会委員の任期満了に伴う改選

小野委員長から、2010年3月をもって今期の任期が終了するので次期委員会委員の改選にあたり若返りを図り出席率の悪い方には交代していただく方向で改選を進めたいとの提案がなされ承認された。

VI. 懇談事項

事務局より、建築雑誌2009年11月号「市民の視点で考える建築裁判」の概要の紹介がなされ、当支援会議としても発足から10年経つので社会に対する情報発信を念頭において活動を進めることにした。

V. 次回開催

- ・日時：2010年2月19日（金）15時～17時
- ・場所：建築学会会議室

以上